

新型コロナウイルス感染症に対応した高等学校卒業程度 認定試験等実施のガイドライン

令和2年8月4日決定
令和3年4月22日改定
令和3年10月7日改定
総合教育政策局長

高等学校卒業程度認定試験及び就学義務免除者等の中学校卒業程度認定試験における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び受験者の安全確保の観点から以下の対応を行う。

I 受験者への周知・徹底

受験者に対し、以下について周知・徹底する。

(1) 試験実施前

体調管理に十分注意すること。

試験実施日近くに発熱、咳等の症状がある場合は、必ず医療機関で受診し、適切な治療を受けるとともに、受験の可否について医師の診断を仰ぐこと。

(2) 試験当日

1) 新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験当日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養している場合は、試験の受験を見合わせること。

また、以下の場合についても試験の受験を見合わせ、医療機関で受診すること。

- ① 37.5度以上の発熱があった場合
- ② 平熱比+1度超過した場合
- ③ 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある場合
- ④ 咳・咽頭痛などの症状がある場合
- ⑤ 普段には無い嗅覚や味覚の異常
- ⑥ 過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触があった者として保健所等の公的機関に指定された者
- ⑦ 過去2週間以内に、感染が引き続き拡大している国・地域（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限措置がとられている国・地域）へ訪問したことがある場合

2) 会場内は正しいマスク着用（試験監督による本人確認時以外）と、咳エチケット、手洗い・手指の消毒を徹底すること（厚生労働省 HP「正しいマスクのつけ方」動画参照 https://youtu.be/KA0f_QVNPVI）。

なお、受験者自身で消毒液を持参することを奨励する。

3) 受験者同士は、最低1m（できるだけ2mを目安に）間隔を空けること。

4) デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、大声での会話や、マスクを外した会話を控えること。

- 5) ハンカチを持参することを奨励する。トイレでは手洗いを徹底するものとし、トイレ等に設置しているハンドドライヤーは使用しないこと。
 - 6) トイレの蓋を閉めて汚物を流すこと。
 - 7) 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り廃棄すること。
 - 8) 行列ができた場合、試験運営スタッフの指示に従い、最低1m（できるだけ2mを目安に）間隔を空けて整列すること。
 - 9) 体調が悪くなった場合は無理をせず、近くの試験監督者等に申し出ること。
- (3) 試験終了後
- 試験終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、文部科学省に速やかに報告すること。

II 試験運営に関する対応

1. 受験生にする要請事項として、以下について受験票の発送時に文書による周知を行う。
 - (1) 試験実施前における要請事項
 - 1) 試験当日まで、受験者各自において、健康管理を十分に行い、発熱、咳等の症状がある場合は、必ず医療機関で受診し、適切な治療を受けるとともに、試験業務の可否について医師の診断を仰ぐこと。
 - 2) 以下の事項に該当する場合は、自主的に受験を見合わせ、医療機関で受診すること。
 - ①過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触があった者として保健所等の公的機関に指定された者（無症状の濃厚接触者を含む）
 - ②過去2週間以内に、感染が引き続き拡大している国・地域（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限措置がとられている国・地域）へ訪問したことがある場合
 - (2) 試験実施当日における要請事項

以下に該当する場合は、受験をせず、医療機関を受診するなど、適切な措置を行うこと。

 - ①37.5度以上の発熱があった場合
 - ②平熱比+1度超過した場合
 - ③息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある場合
 - ④咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - ⑤普段には無い嗅覚や味覚の異常
 - (3) 受験者の個人情報について

受験者に対し、願書等の出願書類に記載され、文部科学省が把握している個人情報について、新型コロナウイルス感染症に関連して、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供される場合があることについて書面により周知する。
2. 試験運営スタッフの対応について
 - (1) 試験実施前

試験当日まで、試験運営スタッフ（以下「スタッフ」という。）各自において、健康管理を十分に行い、発熱、咳等の症状がある場合は、必ず医療機関で受診し、適切な治療を受ける。

（2）試験実施当日

- 1) 以下に該当する場合は、試験運営業務をやめ、代替りのスタッフ（当該者と濃厚接触が無い者）がその業務を行う。
 - ① 37.5度以上の発熱があった場合
 - ② 平熱比+1度超過した場合
 - ③ 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある場合
 - ④ 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - ⑤ 普段には無い嗅覚や味覚の異常
 - ⑥ 過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触があった者
 - ⑦ 過去2週間以内に、同居している者に感染が疑われた者がいる場合
 - ⑧ 過去2週間以内に、感染が引き続き拡大している国・地域（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限措置がとられている国・地域）へ訪問したことがある場合
- 2) 全てのスタッフは正しいマスク着用と、咳エチケット、手洗い・手指の消毒を徹底し、試験業務を行う。
- 3) ゴミの処理業務等の感染リスクが高い業務に従事する場合は、正しいマスク着用、咳エチケット、手洗い・手指の消毒の徹底に加え、手袋を着用し業務を行い、使用した手袋はビニール袋に入れて密封して縛り廃棄する。
- 4) 受験者同士の密集や大声で不必要な会話を行わないよう注意喚起を行う。
- 5) 試験問題、解答用紙などの配布・回収は、受験者同士で行わせず、試験監督者が行う。

（3）試験終了後

試験終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、文部科学省に速やかに報告すること。

3. 試験会場入場時の対応について

- （1）発熱や咳・咽頭痛などの症状がある受験者は入場しないよう掲示等により呼びかけるとともに、咳の症状がある受験者に対しては、非接触体温計により体温を計測した上で、37.5度以上ある場合や平熱比+1度超過した場合は試験会場に入場させず、再試験の案内を行うとともに医療機関の診察を受けるなど適切な治療を行うよう促す。
- （2）入場時に行列が生じる場合は、受験者同士の距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保するよう誘導する。

4. 試験会場について

(1) 試験室

- 1) 座席の間隔を原則1 m以上確保する。
- 2) 各科目の試験実施前後に、5分程度窓（窓が無い場合は送風機等を使用する。）及びドアを開放し、換気を行う。
- 3) 各科目の試験実施前後にドアノブ・机・椅子等のウイルスが付着した可能性のある場所の消毒用アルコール（次亜塩素酸ナトリウム液（漂白剤）を希釈したものや界面活性剤でも可）を使用した拭き取り消毒を行う。消毒方法については、例えば厚生労働省ウェブページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照すること。
- 4) 試験室において、咳等の症状がある受験者を確認した場合は、救護室等の他の受験者が接触しない場所において、非接触体温計により体温を計測し、37.5度以上ある場合や平熱比+1度超過した場合は、その後の受験を認めず、再試験に関する案内を行うとともに、医療機関の診察を受けるなど適切な治療を行うよう促す。

(2) トイレ

- 1) 不特定多数が接触する場所（ドアノブ、レバー、便座など）は、清拭消毒を行う。その際、清掃者は手袋とマスクを着用する。
- 2) トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示を行う。
- 3) トイレに人が密集しないように声掛けを行い、行列ができる場合は必要に応じて、フロアマーカーを設置するなどして、最低1 m（できるだけ2 mを目安に）の間隔を空けて整列させる。
- 4) トイレでは、手洗いを徹底するものとする。また、共有の布タオルやハンドドライヤーは使用しないよう措置を行う。

(3) 休憩スペース

- 1) 受験者同士が密集しないよう声掛けを行うとともに、座席の間隔を最低1 m（できるだけ2 mを目安に）開ける。困難な場合は対面での飲食とならないように座席を配置する。なお、飲食以外はマスク着用を徹底する。また、スペースの確保が困難な場合は、利用者人数の制限を行う。
- 2) 窓がある場合は窓開けする等の常時換気又はこまめな換気を行う。
- 3) ドアノブ・机・椅子等、受験生が触れる箇所について使用前後に拭き取り消毒を行う。

5. 再試験の実施について

以下の者に対し、再試験を実施する。再試験の受験者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合などの対応は、上記Iに準拠する。なお、再々試験は実施しない。

(1) 再試験の対象者

試験当日に上記I（2）1）により、受験を見合わせた受験者は、医療機関で受診等し、以下の事項により、再試験の受験が可能であると診断等された場合において、文部科学省が定める日までに求める書類を提出した者を再試験の対象者とする。

- ① 発熱等の体調不良により受験を見合わせた受験者は、医療機関を受診し、適切な治療を受け、医師から受験が可能であると診断された場合
- ② 新型コロナウイルス感染症に感染し受験を見合わせた受験者は、適切な治療を受けるとともに、医師又は保健所から受験が可能であると診断・証明された場合
- ③ 新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触があった者として保健所等の公的機関に指定された者のうち、無症状の者については、保健所等の公的機関から再試験日に健康観察期間が終了していることが証明された場合

6. 感染防止備品の設置について

(1) 消毒液

試験会場の入退場口や各試験室に受験者及びスタッフが手指の消毒に使用するアルコール（次亜塩素酸ナトリウム液（漂白剤）を希釈したものや界面活性剤でも可）消毒液及びドアノブ・机・椅子を除菌する消毒液を設置する。また、消毒液については、例えば厚生労働省ウェブページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照すること。

(2) 手袋

ゴミの処理業務等に使用する手袋を準備する。

(3) 非接触体温計

受験者数に応じた非接触体温計を各会場に設置する。

(4) 飛沫感染の予防

受付場所など受験者と対面する場所は、受験数に応じたアクリル板などを設置する。

(5) 換気設備

窓が無い等換気を行うことが困難な室に対し送風機を設置する。

(6) その他

上記の他、各試験会場の特性や受験者数に応じた備品について整備する。